

出来事（2012年7月）

1. 消費者庁・食品表示一元化

消費者庁の食品表示一元化検討会については、7月20日に第11回が開催され、報告書の検討がなされました。3法を一元化した新法の施行後5年以内を目処に栄養成分表示が義務化されることになりましたが、消費者基本計画（閣議決定）で拡大の方針が示されました原料原産地表示については議論がまとまらず、経過報告に留めることになりました。

8月3日の第12回検討会で最終報告書がまとめられ、来年の通常国会に新法が提出されます。

はじめに

1. 新たな食品表示制度の基本的な考え方
2. 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方
3. 新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示の考え方
4. 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

2. 市民とともに消費者行政を考える議員連盟の「食品表示一元化に関する要請」

7月25日、市民とともに消費者行政を考える議員連盟（会長：辻恵衆議院議員、衆議院議員15名、参議院議員7名）は、松原仁内閣府特命担当大臣に、「食品表示一元化に関する要請」を提出しました。

- ・食品表示は消費者の知る権利、選ぶ権利であることを明記すること
- ・遺伝子組換え食品については、飼料を含む全ての食品を表示対象にすること
- ・全ての加工食品の原料・原産地表示の義務化
- ・栄養成分の表示の義務化
- ・食品添加物の表示については、物質名表示を原則とし、「一括名」表示を廃止すること

3. コチニール色素のアレルギー問題でアンケート

5月11日、消費者庁消費者安全課の「コチニール色素に関する注意喚起」がなされたので、コチニール色素にたいする一般消費者の意識を、WEBを用いたアンケート調査で実施しました。

注意喚起：http://www.procomu.jp/jsoea2012/pdf/jsoea_program.pdf

- ・回答者：1,047名（男性：523名、女性：524名）
- ・コチニール色素を知っている：15.7%（3年前の調査：10.0%）
- ・消費者庁の注意喚起を知っている：4.7%（コチニール色素を知っている人の29.9%に相当）
 - * 消費者庁の注意喚起で、コチニール色素を知った人が増加したと考えられる。
- ・情報源：テレビ、インターネット、新聞の順で、新聞の地位が低下している。
- ・「コチニール色素」と表示された食品：
 - 購入する（10.2%）、購入しない（17.6%）、どちらともいえない（72.2%）

4. 食品添加物の新規指定

現在、香料5品（トリメチルアミン、2-エチル-6-メチルピラジン、*trans*-2-メチル-2-ブテナール、（3-アミノ-3-カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物、*trans*-2-ペンテナール）とサッカリンカルシウム、リン酸一水素マグネシウム、アゾキシストロビン（ポストハーベスト）、ピリメタニル（ポストハーベスト）の合計9品目が指定待ちとなっています。

また、7月27日の食品安全委員会添加物専門調査会で「アドバンテーム」の健康影響評価が行われましたが、「要請者に毒性試験に関する資料を求め、それらの資料が得られた段階で再審議すること」とされました。

5. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（16品目、2012年7月19日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（47品目、2012年7月23日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（5品目、2012年7月23日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

6. 食品の放射能問題

1) 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限（2012年7月31日現在）

福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、群馬県、宮城県、岩手県で、出荷制限が行われています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ebez-att/2r9852000002ebm2.pdf>

2) 検査結果

基準値超過は、次の通り（厚生労働省のホームページから抜粋）

- ・茨城県産アメリカナマズ（Cs：200, 120Bq/kg）
- ・宮城県産クロダイ（Cs：850, 140, 140, 3,300Bq/kg）
- ・栃木県産チチタケ（Cs：110Bq/kg）
- ・宮城県産スズキ（Cs：110Bq/kg）
- ・茨城県産イシガレイ（Cs：150 Bq/kg）
- ・宮城県産ウナギ（Cs：130Bq/kg）
- ・茨城県産ウナギ（Cs：120 Bq/kg）
- ・栃木県産ヤマメ（Cs：140Bq/kg）
- ・栃木産イワナ（Cs：130, 250, 120, 160, 160, 110, 150 Bq/kg）
- ・宮城県産イワナ（Cs：130、150、460、230 Bq/kg）
- ・栃木県産ヒメマス（Cs：170Bq/kg）
- ・栃木県産ブラウントラウト（Cs：160Bq/kg）

- ・岩手県産サンショウ (Cs : 140 Bq/kg) ・宮城県産ブルーベリー (Cs : 190 Bq/kg)
- ・群馬県産イノシシ肉 (Cs : 120 Bq/kg)
- ・岩手県産シカ肉 (Cs : 110、110、180Bq/kg)
- ・群馬県産ツキノワグマ肉 (4) (Cs : 130,450,190,200 Bq/kg)

7. 「コカ・コーラ」の 4-MI

CSPI (Center for Science in the Public Interest) は、6月26日、世界で販売されている「コカ・コーラ」のカラメル色素に由来する 4-MI (4-メチルイミダゾール) の分析結果 (355ml 当りの量) を公表しました。

尚、米国カリフォルニア州は、4-MI の1日の摂取量が 30 μ g を超える場合には、発がん性の警告表示を求めています。
<http://www.cspinet.org/new/201206261.html>

Country	4-MI (μg/12 fl oz; 355 mL)
Brazil	267
Canada	160
China	56
Japan	72
Kenya	177
Mexico	147
United Arab Emirates	155
United Kingdom	145
United States (Washington, DC)	144
United States (California)	4

8. 輸入食品添加物の成分規格不適合

- ・アセアトレーディング株式会社がスウェーデンから輸入した「ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン」(純度試験 ヒドロキシプロピル基不適合)
- ・有限会社メザバインズがフランスから輸入した「ベントナイト」(純度試験 ヒ素)
- ・株式会社丸恵が中国から輸入した「硫酸アルミニウムカリウム」(純度試験 溶状 不適合)

9. フランス産ブルーベリージャムの放射性物質

株式会社センチュリートレーディングカンパニーが輸入したポーランド原産のブルーベリーを使ったフランス産の「ブルーベリージャム」から放射性物質 (Cs : 150Bq/kg) が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

同様の例として、株式会社明治屋がオーストリアから輸入した「ブルーベリージャム」から、放射性物質 (Cs : 140, 180, 220Bq/kg) が検出され、廃棄、積戻し等が指示されています。このときもポーランド原産のブルーベリーが使用されています。

10. 輸入食品「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」のエンロフロキサシン

株式会社シジシージャパンがベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」は、エンロフロキサシン（合成抗菌剤）0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

11. 輸入食品中の指定外添加物（TBHQ）の使用あるいは検出例

- ・株式会社 JS インターテックがフィリピンから輸入した「スナック菓子類」及び「その他の調整油脂」
- ・株式会社リテールがペルーから輸入した「チョコレート」
- ・株式会社順天源が中国から輸入した「その他の調整油脂」

（作成：2012年8月2日）